



県 章

# 滋賀県公報

平成 23 年（2011 年）  
6 月 3 日  
第 3401 号  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

○ 告 示	
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院（医務業務課）	1
特定計量器定期検査の実施（計量検定所）	1
○ 公 告	
争議行為の通知公告（労働雇用政策課）	2
平成23年経営事項審査等実施公告（監理課）	2
随意契約の相手方決定の公告（学校教育課）	5
○ 環境・総合事務所告示	
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀）	5
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（湖東）	5
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（湖東）	5
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）	6

## 告 示

### 滋賀県告示第304号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成23年6月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
滋賀医科大学医学部附属病院	国立大学法人滋賀医科大学学長	大津市瀬田月輪町	平成26.6.5

### 滋賀県告示第305号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査（ひょう量500キログラム以下のもの）を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日の初日以後60日以内に実施する。

平成23年6月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

#### 1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
近江八幡市の区域	7月7日(木)	安土コミュニティ防災センター
	7月8日(金)	岡山コミュニティセンター
	7月8日(金)	武佐コミュニティセンター
	7月11日(月)	近江八幡市役所西別館
	7月12日(火)	長浜市役所湖北支所北側公用車庫

-----  
**随意契約の相手方決定の公告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定により公告する。

平成 23 年 6 月 3 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 購入物品名および数量 滋賀県立特別支援学校スクールバスの購入 4 台
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局学校教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1  
TEL 077-528-4578
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 23 年 4 月 28 日（木）
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 滋賀日野自動車株式会社栗東支店 支店長 小石秀司 栗東市小柿三丁目 2 番 30 号
- 5 随意契約に係る契約金額 95,340,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成 23 年 3 月 18 日（金）
- 8 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。

**環境・総合事務所告示**

**滋賀県甲賀環境・総合事務所告示第 1 号**

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成 23 年 6 月 3 日

滋賀県甲賀環境・総合事務所長 川 村 貞 雄

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域  
甲賀市水口町松尾字松ノ木 359 番 1  
甲賀市水口町松尾字ヒヤケ 563 番 1、563 番 2 および 568 番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。）第 31 条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類<sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境・総合事務所環境課において備え置いて閲覧に供する。）

**健康福祉事務所告示**

**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 11 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 23 年 6 月 3 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護はえみ	彦根市田附町 1226 番地	合同会社はえみ 代表社員 合同会社木木 職務執行者 上甲啓治	彦根市田附町 1226 番地	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 23. 6. 1	2570200861

-----  
**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 12 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。